外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小沢健一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十二年十二月三日

東京都文京区本郷四丁目一三番七号マコービル二F　ミカミトラベルエス・エイ

日本における代表者　小沢　健一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である孫栄清が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月三日

新潟県新潟市中央区関新二丁目一番七三号

新潟ダイカンプラザ遊学館一〇一〇号

大連元裕貿易有限公司

日本における代表者　孫　栄清

限定承認公告

本籍福島県須賀川市岩渕字池向三三番地一〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　新藤　進

右被相続人は平成二十二年十月八日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月二十九日福島家庭裁判所郡山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

福島県郡山市麓山二丁目一番一二号

相続財産管理人新藤美樹子

代理人弁護士　髙野　正幸

限定承認公告

本籍岐阜県土岐市曽木町三一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　水野　文吾

右被相続人は平成二十二年九月九日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月二十六日岐阜家庭裁判所多治見支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

岐阜県土岐市曽木町三一四番地

相続財産管理人　水野　慎治

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市守山区川北町二八一番地、最後の住所愛知県名古屋市守山区川北町二八一番地の一　被相続人　亡　梅村　米吉

右被相続人は平成二十二年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月二十四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

愛知県名古屋市守山区川北町二八一番地の一　相続財産管理人　梅村　亘子

限定承認公告

本籍香川県観音寺市観音寺町甲三一一四番地、最後の住所香川県観音寺市観音寺町甲三一一四番地　被相続人　亡　宮本　和夫

右被相続人は平成二十二年五月二十九日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月二十五日高松家庭裁判所観音寺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

香川県観音寺市観音寺町甲三一一四番地

相続財産管理人　宮本　智子

香川県高松市寿町一丁目二番五号　井門高松ビル五階　松本法律事務所

相続財産管理人代理人弁護士　松本　龍太

限定承認公告

本籍福岡県田川市大字伊田五〇六一番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　沖島　松夫

右被相続人は平成二十二年七月二十一日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月十九日福岡家庭裁判所田川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

北九州市小倉南区沼緑町二丁目一〇―六

限定承認者　森谷　茂子

限定承認公告

本籍福岡県福岡市中央区黒門一五、最後の住所福岡県福岡市中央区黒門二番二九―一〇一号　被相続人　亡　宗　大英

右被相続人は平成二十二年九月六日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月二十四日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

福岡県福岡市中央区地行四丁目六―三―三〇三　相続財産管理人　宗　正憲

限定承認公告

本籍福岡県久留米市城島町下青木一二八二番地一五、最後の住所福岡県久留米市城島町下青木一二八二番地一五　被相続人　亡　武本智恵美

右被相続人は平成二十二年七月二十八日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月二十五日福岡家庭裁判所久留米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

福岡市博多区豊二―四―五七―五〇二

相続財産管理人　武本　雅莉

福岡市中央区渡辺通二丁目一番八二号電気ビル北館一一階

右代理人弁護士　梅津奈穂子

同弁護士　小牧奈穂子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年一月十四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします

平成二十二年十二月三日

東京都千代田区永田町二丁目一七番一三号

東京都市開発株式会社

代表取締役　兼田　廷好

取消公告

平成二十二年十一月十五日掲載の横浜家庭裁判所に係る平成二十二年（家）第二二三四号失踪に関する届出の催告は取消します。

取消公告

平成二十二年八月三十日掲載（号外第一八一号）の大連元裕貿易有限公司新潟支店に係る解散公告は取消します。

平成二十二年十二月三日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年十月二十六日掲載の法務省に係る押収物還付公告中（原稿誤り）				
一三一			499条第2項第3項	499条第2項第3項
〃	〃		四第2項	三第2項
平成二十二年十月二十七日掲載の法務省に係る押収物還付公告中（原稿誤り）				
一二一		終りから二	499条第2項第3項	499条第2項第3項
〃	〃		一第2項	二第2項
平成二十二年十一月九日掲載の法務省に係る押収物還付公告中（原稿誤り）				
一〇四			四499条五第2項	499条第2項第3項
〃	〃		五第2項	第3項
平成二十二年十一月九日（号外第二百三十五号）掲載の法務省に係る押収物還付公告中（原稿誤り）				
一七四			四499条五第2項	499条第2項第3項
〃	〃		五第2項	第3項
平成二十二年十一月十五日掲載の法務省に係る押収物還付公告中（原稿誤り）				
一二一			二〇499条第1項	499条第2項

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月三日付第二五五号四　調達第二二七号二四ページ

八ページ●同日付第二五六号九六ページ●同日付政府

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）